

## 別表二十付表三

令六・四・一以後開始対象会計年度分

無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等に係る会社  
等別国際最低課税額の計算に関する明細書

対象会計年度	：	：	法人名				
構成会社等又は共同支配会社等の名称	1	会社等の区分	2	構成会社等 ・ 共同支配会社等	恒久的施設等の該当・非該当	3	該当・非該当
無国籍構成会社等実効税率又は無国籍共同支配会社等実効税率が15%を下回り、かつ、個別計算所得金額がある場合							
当期国際最低課税額	4			(7)に相当する金額に対して課される自国内最低課税額に係る税の額	9		
(4)に相当する金額に対して課される自国内最低課税額に係る税の額	5			(7)-(9) (マイナスの場合は0)	10		
(4)-(5) (マイナスの場合は0)	6			(10)の計	11		
対象会計年度別再計算課税額	7			別表二十付表四「8」の計	12		
(7)に係る対象会計年度	8	：	：	会社等別国際最低課税額 (6)+(11)+(12)	13		
無国籍構成会社等実効税率又は無国籍共同支配会社等実効税率が15%以上であり、かつ、個別計算所得金額がある場合							
対象会計年度別再計算課税額	14			(17)の計	18		
(14)に係る対象会計年度	15	：	：	別表二十付表四「8」の計	19		
(14)に相当する金額に対して課される自国内最低課税額に係る税の額	16			会社等別国際最低課税額 (18)+(19)	20		
(14)-(16) (マイナスの場合は0)	17						
個別計算所得金額がない場合							
対象会計年度別再計算課税額	21			別表二十付表四「8」の計	26		
(21)に係る対象会計年度	22	：	：	永久差異調整に係る国際最低課税額	27		
(21)に相当する金額に対して課される自国内最低課税額に係る税の額	23			(27)に相当する金額に対して課される自国内最低課税額に係る税の額	28		
(21)-(23) (マイナスの場合は0)	24			(27)-(28) (マイナスの場合は0)	29		
(24)の計	25			会社等別国際最低課税額 (25)+(26)+(29)	30		